事業事前評価表

国際協力機構中南米部中米・カリブ課

１．案件名（国名）

国名：ハイチ共和国

案件名：貧困農民支援(2KR)

Le Projet de sécurité alimentaire pour les agriculteurs défavorisés

２．事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクターの現状と課題

中南米・カリブ地域の最貧国であるハイチ共和国（以下、ハイチ）では、農業は GDP の 1/4 を占める主要産業であり、総人口の 46%、就労人口では 57%[1]が農業に従事している。しかしながら、長年にわたる政情不安や度重なるハリケーンによる被害の影響、農業資金の不足、農産物の流通に不可欠なインフラの欠如、農業技術の低さ等により、農業基盤は極めて脆弱である。また、人口の急増（1950 年の 320 万人から 2010 年の 990 万人に増加[2]）とともに、土壌浸食等による土地の劣化が問題となっている。食料の自給率は 50%以下で、国民の約 50%が慢性的な栄養失調という深刻な状態にあり[3]、食料安全保障の観点から、農業生産性の向上はハイチの国家政策の中でも重要課題の一つとされている。農業生産性向上のためには、土壌保全や流域管理、インフラ整備の他、肥料など農業生産資材へのアクセス改善が必要とされているが、そのうち肥料については、国内流通量が絶対的に不足していることから、多くの農家にとって十分な量の肥料の購入が困難な状況が続いている。このような背景から、本事業による肥料の調達はハイチの農業生産性の向上に寄与することが期待される。

(2) 当該国における農業セクターの開発政策における本事業の位置づけと必要性

2012 年に制定された「ハイチ国家開発戦略計画(PSDH)」(2033 年までの長期開発政策)において、国土、経済、社会、制度の再構築が掲げられている。その内の一つ「経済の再構築」の中で、「農業・畜産業の近代化と活性化」が重要事項として位置づけられており、農業及び畜産業用の資機材の供給または調達のための資金支援を実施するとされている。また、2010 年に策定された農業投資計画（2010-2016 年）では、全国を対象とした農業の活性化支援の一つとして、肥料代金の助成を内容とする肥料補助金プログラムの継続と強化が掲げられている。本事業により調達される肥料は、このプログラムの下、ハイチ国内の農家向けに販売される予定である。

(3) 農業セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

本事業は我が国の対ハイチ国別援助方針の「食料安全保障プログラム」(開発課題「食料安全保障の向上」）に位置付けられる。我が国のハイチに対する本スキームによる近年の援助実績は、2002 年度（2.8 億円)、2004 年度（0.48 億円／FAO 経由)、2006 年度（0.9 億円／FAO 経由)、2010 年度（3.7 億円）であり、二国間援助の場合はいずれも調達品目は肥料である。また、食料安全保障分野における近年の援助実績としては、食糧

[1] 国連食糧農業機関(FAO),「FAOSTAT, 2011 年」
[2] 国連経済社会局「World Population Prospects: The 2012 Revision」
[3] FAO「Food Security Indicators, 2011-2013」

援助（2005 から 2009 年度)、ノン・プロジェクト無償による肥料購入（2009 年度）などがある。

また、ドミニカ共和国との三角協力案件である技術協力プロジェクト「対ハイチ農業技術研修コースプロジェクト」(2010 年 10 月～2013 年 10 月）や、アルゼンチンでの技術協力プロジェクト「貧困人口向け食糧安全保障プロジェクト」において、ハイチを対象とした第三国研修（2010 年 9 月）が実施された。

(4) 他の援助機関の対応

世界銀行、米州開発銀行(IDB)、欧州連合、国際農業開発基金、国連食糧農業機関、国連開発計画、国際連合児童基金などの国際機関、及びアメリカ、カナダ、フランス、スペイン、ドイツ、ブラジル、アルゼンチンなど各国ドナーが、農村開発や食料安全保障などの分野で、資金協力・技術協力を数多く実施している。なお、肥料に関しては、IDB などのドナーが一部地域において、農業投入材（肥料や役務など）に対して使用可能なバウチャーの配布を実施している。

３．事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、ハイチが肥料を調達するための資金を供与することにより、貧困農民による主要食用作物（コメ、トウモロコシ、調理用バナナ、マメ類、イモ類、野菜類）の生産性向上に寄与する。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ハイチ全土（ハイチの農業は植生及び地形から５つの形態に分けられるが、その内、2KR 対象作物が主に栽培されている山岳湿潤地域、平野湿潤地域、平野灌漑地域を肥料配布の優先地域とし、調達される肥料の 90%以上を配布する)。

(3) 事業概要

1) 調達対象品目（肥料）

尿素（2,200 トン)、NPK（20-20-10）(1,650 トン)、NPK（12-12-20)(680 トン)、NPK（12-24-24)(175 トン)、硫安（175 トン）

2) コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容

調達監理

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 3 億円　（概算協力額（日本側）: 3 億円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2014 年4 月～2015年2 月を予定（G/A 署名年月から検収・引渡しまで）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

農業・天然資源・農村開発省（以下、MARNDR）及び財務省貨幣化事務所(BMPAD)が実施機関となる。前者が肥料の配布・販売、後者が見返り資金の管理を担当する。肥料の配布・販売・モニタリング体制及びプロセスは下図のとおりである。

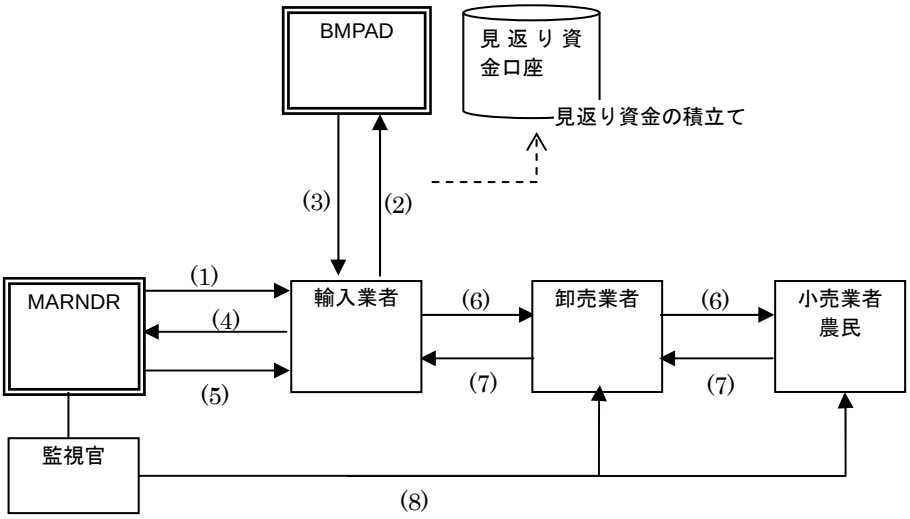

(1) 配布関係書類の発行
(2) 小切手による肥料代金支払い
(3) 引渡し書類の発行
(4) 引渡し書類の提出
(5) 肥料の引渡し
(6) 肥料の販売
(7) 支払い
(8) モニタリング（使用者、対象作物、価格等）

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

③ その他・モニタリング：特になし。

2) 貧困削減促進：本事業で肥料配布の優先地域（３．(2)を参照）は農村部である。MARNDRの農業投資計画（2010年）によると、ハイチの農村部では88%の人口が貧困層（国別貧困ライン以下）で、66%の住民が農業を営んでいる。本事業の実施は、これら貧困農民の肥料へのアクセス改善に貢献し、貧困削減促進に寄与するものである。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：特になし。

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担

現在のところ他ドナーやNGO案件との具体的連携はない。

(9) その他特記事項

ハイチの肥料補助金プログラムは、国際市場価格で調達した肥料に補助金を出して廉価の統一価格で販売させる事によって、農民の肥料へのアクセス改善を促す政策であり、ハイチ国内に流通する肥料全てが同プログラムにより管理されている。本事業の場合、ハイチ国内に肥料が到着した後の配布・販売は同プログラムのプロセスに沿って行われる（本頁の図を参照）。2012年8月より、MARNDRは監視官82名と契約し、全ての卸売業者、小売業者に対して販売価格などのモニタリングを定期的に行うことで、不正防止策を強化している。

４．外部条件・リスクコントロール

・ハイチの肥料政策（肥料補助金プログラムを含む）が現在の方式から大きく変更しない。
・政治的混乱等、ハイチの治安状況が急激に悪化する事態が発生しない。
・ハイチに大きな自然災害（地震、ハリケーン等）が起こらない。
・ハイチとドミニカ共和国（調達予定国候補）間の関係が著しく悪化しない。

５．過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

ハイチでは 1985 年～2007 年の間継続して本スキームによる支援を実施してきたが、小売業者の中間マージン上乗せにより、販売ルートによって小売価格が異なる状況が発生し、一部のルートでの小売価格では貧困層の農家には入手が困難な状況が生じていた。改善策として、MARNDR は全国統一小売価格での肥料販売システムを構築し、安価な価格での肥料購入が可能となっている。本事業で調達される肥料も補助価格にて販売が行われることとなる。

2010 年度貧困農民支援(2KR)肥料販売状況の事後調査結果（2013 年 2 月にハイチフィールドオフィスが実施）からは、ハイチの肥料補助金プログラムの下、肥料の販売が概ね適切に行われたことが確認された。また、2013 年 10 月～11 月に実施した協力準備調査においても、肥料の販売体制について問題は特に確認されず、監視官によるモニタリングについても計画どおり実施されていることを確認した。

なお、過去の 2KR の実施状況に鑑み、特に貧困農民への裨益（対象農民の選定等）、配布モニタリング体制（配布の確認等）、評価体制（効果の測定等）についてさらなる改善を行うべく、可能な限り協力準備調査で確認を行った。今後の実施段階でも、先方実施機関と JICA 間の定期協議などの機会を活用してフォローを行う。

６．評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

２．(2)、(3)で前述のとおり、本事業はハイチの農業開発政策及び我が国の援助方針に合致している。要請品目の肥料は、ハイチの主要食用作物である穀物（コメ、トウモロコシ、調理用バナナ、マメ類、イモ類、野菜類）の元肥及び追肥用として一般的に使用されている肥料であるが、同国内では生産されておらず、すべて海外から輸入している。前述した通り、ハイチで流通している肥料は補助金プログラムにより実質的に政府が管理しているが、ハイチ国内の肥料の流通量は依然として不足しており、本事業による肥料流通量の増加はハイチのニーズと合致している。

(2) 有効性

本事業の実施により、肥料が調達、販売されることで、以下の効果が見込まれる。

1) 定量的効果

対象作物の単収と生産量が増加する。

2) 定性的効果

本事業の実施によりハイチ国内の肥料流通量の増加が見込まれ、農民の肥料へのアクセスが容易になることが期待される。また、施肥により単収及び生産量が増加することで、農民の生活状況改善が期待できる。

以上